

## 政省令事項素案の修正点

項目	委員から頂いた御意見	対応
土壌汚染の調査・対策について（政省令事項素案）		
1.(3)	<p>法第4条第2項の命令による調査対象土地について、調査すべき特定有害物質の確定は法第3条第1項の調査と同様の確定手続とすることが望ましい。</p> <p>都道府県知事が、汚染情報の収集に努めるとしても、汚染のおそれのある土地の範囲の判断に加え、当該土地について調査すべき特定有害物質まで特定して命ずることは、実務的に困難と思われる。</p> <p>ギブアップの場合でも、地歴調査は省略できないと思うが？資料2-1の1. チャートでは、吹き出しで地歴調査も省略可能となっている。</p> <p>自主的に不十分な対象物質確定を行ったばあい、3条3項の是正命令が出ることを明確にすべき。</p>	<p>法第4条第2項の命令に基づき土壌汚染状況調査を行う場合においては、当該命令に係る書面に記載された特定有害物質の種類が、調査すべき特定有害物質の種類となる。</p> <p>25物質全てについて基準超過とみなすことにより地歴調査を省略することが可能であると考え、このような趣旨で素案を修正。</p> <p>施行通知において明確にする予定。</p>
2.(2)	<p>形質変更の届出を行う者と土地の所有者等が異なる場合は、所有者等の了解を得た旨を証する書類を添付させるべき。</p>	<p>御指摘のとおり修正。</p>
2.(6)	<p>法第4条第2項に規定する命令は、①調査の対象となる土地の範囲及び②報告を行うべき期限を記載した書面によることとし、調査の対象となる特定有害物質は、法第3条第1項の土壌汚染状況調査と同様の確定手続きによることが望ましい。</p> <p>都道府県知事が、汚染情報の収集に努めるとしても、汚染のおそれのある土地の範囲の判断に加え、当該土地について調査すべき特定有害物質まで特定して命ずることは、実務的に困難と思われる。</p>	<p>法第4条第2項の命令を発出するに当たっては、都道府県知事は法令に基づく届出等の公的情報を基に、形質変更が行われる土地における土壌汚染のおそれを把握することになり、その過程で調査すべき特定有害物質の種類についても明らかになるものとする。調査すべき特定有害物質の種類が不明であるにもかかわらず、当該命令を発出することは、不利益処分につき理由の提示を求める行政手続法の趣旨に照らし、適当でないと考える。</p>
4.(1)	<p>要措置区域の解除。盛土対策の場合形質変更時要届出区域に変更になるのか。</p>	<p>御指摘のとおり。</p>

政省令事項素案の修正点

項目	委員から頂いた御意見	対応
8.(1)	<p>3条1項より厳しい方法なら可という考えと、任意に物質を限定することも可という表現は矛盾すると思う。ギブアップなら第二溶出量基準超過とみなされるが、任意の限定ならそうではないのか。</p>	<p>第14条については、あくまで自主的調査の結果に基づき申請を行うものであることから、任意に物質を限定することを可としている。(例えば、ベンゼンと鉛の汚染のおそれがある土地であっても、ベンゼンのみの調査の結果に基づき第14条の申請を行うことは可能であり、またこの場合、申請に係る土地が鉛について規制対象区域に指定されることはない。なお、第3条第1項の調査の場合は、ベンゼンと鉛の調査を行わないと、第3条第3項の命令が発出されることとなる。)</p> <p>「第3条第1項より厳しい方法」とは、具体的には例えば、5mメッシュによる調査を行った場合や、30mメッシュの試料採取を行えば十分である範囲について10mメッシュの試料採取を行った場合等を指すものであり、調査対象物質の限定について述べたものではない。</p>

政省令事項素案の修正点

項目	委員から頂いた御意見	対応
汚染土壌の搬出等に関する規制について（省令事項素案）		
10.(3)	<p>⑥「当該汚染土壌処理施設又は保管施設の所在地」のうち、「又は保管施設」は削除。 保管施設は分別等処理施設、浄化処理施設、セメント等製造施設に付属するものであり、都道府県知事が確認証を与える対象施設になってはいいのではないのか。</p>	<p>ここでいう保管施設とは、運搬中に一時的に保管を行う施設であり、汚染土壌処理施設内で土壌を保管する設備とは異なるため、その所在について知事の確認が必要であると考えられる。</p>
14.(3)(4)	<p>これまで大気汚染防止法にはない新たな義務を課せられることになる。事実上問題なければ極力過剰な負担にならないよう慎重に対応して欲しい。</p> <p>→業として許可をするためには施設が備えておくべき事項が必要であると考えている。25物質を処理するので、参考となる規制値や指針値があればそれに準じて何らかの配慮や努力を測定も含めて必要と考えている。 測定の頻度については、引き続き検討したい。</p>	<p>排気ガスの測定については、測定場所は、排気口で行うこととし、その頻度については3ヶ月ごとに測定しなければならないこととした。ただし、一年間汚染が確認されなかった場合には、その翌年から一年に1回以上でよいこととした。</p> <p>また、地下水の測定については、地下水位の季節変動を踏まえ、原則3ヶ月ごととし、一年間汚染が確認されなかった場合には、その翌年から一年に1回以上でよいこととした。</p>
	<p>管理票が20条によるものと22条によるものとなっているが、将来的には同じ流れでの実効性の確保が必要と考える。 22条の手段というのは20条と違うものであるなので、準ずるくらいの文言の方が誤解がないのではないのか。</p>	<p>22条の規定による管理票の使用は「準じて」と修正。</p>
14.(5)	<p>本来は、最後の最後までどうなったかということが、きちんと排出者のところに戻るといいう仕組みでなければならぬと考える。</p>	<p>汚染土壌処理の基準遵守の一環として、管理票を交付した汚染土壌処理業者は、搬出先の汚染土壌処理業者から処理が終了したことにより管理票の写しが返送された場合、要措置区域等から汚染土壌を搬出した者とその写しを送付するという規定を設けることとした。</p>